



目 次

規 則	ページ
◎高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則（5・21揭示）	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出（市町村振興課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出（ " ）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ " ）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（ " ）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出（ " ）	5
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	5
○基本測量の終了の通知（2件）（用地対策課）	5
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）（5・14揭示）	5
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	5
○換地処分公告（ " ）	5
高知県公安委員会告示	
◎告示（高知県個人情報保護条例第4条の規定に基づく	

法人の指定）の一部改正	6
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（5・15揭示）	6
○政治団体設立の届出	7
○政治団体異動の届出（2件）	7
○政治団体解散の届出	9
○資金管理団体異動の届出	9
○資金管理団体指定の取消しの届出	9
○告示（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の訂正	9
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（5・10揭示）	9
入札公告	
○一般競争入札（木質バイオマス利用木材乾燥システム一式の購入）の公告（総務事務センター）	10

規 則	

高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。 平成24年5月21日（揭示済）	
高知県知事 尾崎 正直	
高知県規則第52号	
高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	
高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第33号）附則に規定する同条例第2条の規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。	

告 示	

高知県告示第349号	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第13条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第14条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南国市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。 平成24年5月25日	
高知県知事 尾崎 正直	
字の区域及び名称の変更	

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
十市	横田	181、182の一部	十市	中沢
	西流	199の一部、200のイ、200のロ、201の一部、202の一部、203の一部		
	江添	587の一部、592の1の一部、592の2の一部		
	向井出	633の1、633の2の一部		
	横田	182の一部		
	齒朶崎	190の2、192から197まで		
	西流	198、199の一部、201の一部、202の一部、203の一部、204の一部、205の一部、206から213まで		
	東流	350の1の一部、350の2の一部、351から354まで、355の一部、357のイの一部、363の一部、364の一部		
	中沢	627の一部		
	西流	202の一部、203の一部、204の一部、205の一部		
北摺木	341の一部	南摺木		
東流	357のイの一部、357のロの一部、358の一部、359、360、361のイ、361のロ、362、363の一部、364の一部			

管ヶ谷	365、366の一部、367の一部、368の一部	
江添	584から586まで、587の一部、589から591まで、592の1の一部、592の2の一部、593の一部	
中沢	606の一部	
東流	348、349、350の1の一部、350の2の一部、355の一部、356、357のイの一部、357のロの一部、358の一部	北摺木
管ヶ谷	366の一部、367の一部、368の一部	
立リ木	474、475の一部	藤ヶ崎
傳兵衛	1206、1207、1207の2、1208、1209、1214の1、1215の1、1216の1、1217から1221まで、1221の2、1222から1225まで、1226の一部、1227の1の一部、1227の11の一部、1228の一部、1229	
門屋	1230の1の地先である道路及び水路である市有地の一部	
立リ木	475の一部	長丁
門前	507の2、508の1、508の2、509の2、509の3、510の4の一部	
新橋	1113の一部、1114の一部、1115、1116の一部	
藤ヶ崎	1126の一部、1127の一部、1128の一部、1129の一部	

	一部、1130の一部、1131の一部、1144の一部、1145から1156まで、1157の一部、1158の一部、1159、1160の一部	
門前	510の4の一部	剣尾崎
南摺木	563の一部、564の一部、565の一部、566、567の1、567の2、568の一部、571の3の一部、572の1の一部、572の2の一部、574の一部、575から578まで、579のイ、579のロ、580から583まで	
江添	593の一部、594の一部、595、596の一部、597の一部、598の一部、599、600、601の一部	
杖ノ橋沢	1101の一部、1105の一部、1106の一部、1107の一部、1137の3の一部	
新橋	1108の一部、1109から1111まで、1112の一部、1113の一部、1114の一部	
江添	596の一部、597の一部、598の一部、601の一部、602から605まで	杖ノ橋
中沢	606の一部、607の一部、608の一部、609、610の一部、613の一部、614の一部、615から617まで、618の一部、619の1の一部、620の一部	
向井出	633の2の一部	
草香沢	686の1、687	

杖ノ橋沢	1090の1の一部、1091の一部、1092の一部、1093の一部、1094の一部、1095の一部、1096の一部、1097の一部、1098の一部、1099、1100、1101の一部、1102、1103の一部、1104の一部、1105の一部、1106の一部、1107の一部、1136の2の一部、1137の3の一部	
新橋	1108の一部、1112の一部、1113の一部	
向井出	632の1の一部、635の1の一部、639の一部、640の一部	草香沢
杖ノ橋	693の2、694の2、695の1、695の2	
長沢	696の1の一部、696の2、697の1の一部、697の2の一部、698の一部、714の一部、715の一部、716の一部、717、718の一部、719、720の1、720の2、721の1から721の4まで	
杖ノ橋沢	1089の2の一部	
長沢	696の1の一部、697の1の一部、697の2の一部、698の一部、699から702まで、714の一部、715の一部、716の一部、718の一部	山崎沢
城ノ沖沢	1058の一部、1059の一部、1060の一部、1061の一部、1062の一部、1063	

	の一部、1064の一部、1065の一部、1066の一部、1067の一部、1068の一部、1069の一部			義丁	2064の一部				部、1032の一部、1035の一部、1036から1042まで、1043の一部、1044の一部、1045、1046の一部、1047の一部、1048の一部			
杖ノ橋 沢	1089の2の一部			亀尻	1002の一部、1003の1の一部、1004の一部、1005、1006の一部、1008の一部、1009の一部、1010の一部		城ノ沖		城ノ沖 沢	1050の一部、1051の一部、1052の一部、1053の一部、1054の一部、1055の一部、1056の一部、1057の一部、1058の一部、1059の一部		
立丁	1274の4、1275の4の一部、1276の1の一部			中縄手	1019の1の一部、1019の3の一部、1047の一部、1048の一部				古江	1277の1の一部、1278の1、1279の1、1280の1、1281の1、1282の1、1283から1285まで、1286の一部		
小池	1287の1の一部、1287の3の一部			城ノ沖 沢	1049、1050の一部、1051の一部、1052の一部、1053の一部、1054の一部、1055の一部、1056の一部、1057の一部、1058の一部、1059の一部、1060の一部、1061の一部、1062の一部、1063の一部、1064の一部、1065の一部、1066の一部、1067の一部、1068の一部、1069の一部				山崎沢	1082の2、1083の2、1084の2、1085の1、1086の1、1087の1、1087の2、1088の1		横丁
田水	973の3、974の2、975の2、976の2	西角		山崎沢	1070の一部、1071の一部、1072の一部、1073の一部、1074の一部、1075の一部				杖ノ橋 沢	1089の1、1090の1の一部、1091の一部、1092の一部、1093の一部、1094の一部、1095の一部、1096の一部、1097の一部、1098の一部、1103の一部、1104の一部、1105の一部、1106の一部、1136の2の一部		
原畑	978のイ、978のロ、979の2から979の4まで、980から986まで、987の1の一部、987の2の一部			立丁	1275の4の一部、1276の1の一部				新橋	1113の一部、1116の一部		
亀尻	1002の一部、1003の1の一部、1004の一部、1012の一部			古江	1277の1の一部、1286の一部				長丁	1117の一部、1118の一部、1119の一部、1120の一部、1121の一部、1122の一部、1123の一部、1124の一部、1157の2の一部		
岡寺	2102の2	中縄手		小池	1287の1の一部、1287の3の一部、1288、1289、1290の1、1290の2、1291の一部、1292の一部、1293の一部、1294の一部、1295の一部				藤ヶ崎	1126の一部、1127の一部		
原畑	987の1の一部、987の2の一部			中縄手	1029の一部、1031の一部		小池					
西角	988の一部											
亀尻	1002の一部、1006の一部、1007の1、1007の2、1008の一部、1009の一部、1010の一部、1011、1012の一部、1013から1017まで、1018の1、1018の2											
西横田	2054の1の一部、2054の2の一部、2062の一部、2063の一部											

	部、1128の一部、1129の一部、1130の一部、1131の一部
門屋	1240の一部
立丁	1270の一部、1271の一部、1272の一部、1273の1の一部、1274の1の一部
藤ヶ崎	1131の一部、1132の一部、1133の一部、1134の一部、1135の一部、1136の一部、1137の1の一部、1137の2の一部
傳兵衛	1226の一部、1227の1の一部、1227の11の一部、1228の一部
横丁	1259の一部
立丁	1270の一部、1271の一部、1272の一部、1273の1の一部、1274の1の一部、1275の1、1276の5
古江	1278の5、1279の8、1280の4、1281の4、1282の4
山村	1322の一部、1323の一部、1324の一部、1325の一部、1326の一部、1327の一部、1328の一部、1329の一部、1330の一部、1331の1の一部、1332の1、1333の1、1334、1335、1335の3、1335の4、1336、1336の2、1337、1337の2、1338、1338の2、1339、1339の2、1339の3、1340から1343まで

門屋

柳浦

柳浦	1355の一部、1356から1363まで、1364の1、1364の2、1365の1、1365の2、1366	山村
大橋	1367の一部	
箕ノ越	2014から2017まで	樋口
西横田	2063の一部	義丁
島ノ坪	2249の一部、2250の一部、2251の一部、2252の一部、2253の一部	西横田
	2252の一部、2253の一部	竹ヶ端
亭ノ窪	2293の一部	
竹ヶ端	2254の一部、2255の一部、2256の一部、2257の一部、2259の一部、2260、2261の1、2261の2、2262、2263、2265、2266の1、2267の1	島ノ坪
南崎	2302	亭ノ窪

備考 1 この表に表示されている区域に隣接在する道路及び水路である市有地の全部を含むものとする。

2 上記地番は、平成24年1月6日現在の登記簿による。

高知県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
にしとさ薬局 四万十市西土佐用井1110-28 平24・5・1

高知県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	高知県立安芸病院	安芸市宝永町1-32	平成24年4月1日
変更後	高知県立あき総合病院		

高知県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
社会医療法人近 南国市稲生2051 平24・3・30

森会千屋崎病院
高知県立芸陽病 安芸市宝永町3-33 " " 31

院

高知県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年3月1日	株式会社美空 南国市十市1524番地2	小規模多機能型居宅介護事業所みそら 南国市立田1544番地2 小規模多機能型居宅介護介護予防小規模多機能型

		居宅介護
平成24年4月27日	株式会社アクトワン 高岡郡四万十町東町7番4号	通所介護事業所という 高岡郡四万十町大正512-1 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーションキレイ	安芸市川北甲3731番地	社会福祉法人香南市赤岡町1160番地1	平成24年4月1日
変更後		安芸市川北甲3637番地		
変更前	ホームヘルパーステーションはまゆう	香南市吉川町古川990番地50	〃	〃
変更後		香南市香我美町字マガリ1152番地1		
変更前	訪問看護ステーションあおぞら	香南市赤岡町1161-2	〃	〃
変更後		香南市香我美町字マガリ1152番地1		

高知県告示第355号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸市黒瀬字影岩戸805の11、805の12
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第356号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町字天神南6106（国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第357号

国土交通省国土地理院長から平成23年5月高知県告示第337号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成24年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第358号

国土交通省国土地理院長から平成23年11月高知県告示第715号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成24年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年5月14日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年5月14日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年5月14日	特定非営利活動法人 ありがとう	前田 栄子	高知市 横浜西町1648番地5	この法人は、高齢者、障害者（児）、乳幼児、要介護者等に対して、訪問看護、訪問介護、日中ケア、夜間ケア、広報活動等に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉原土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	田淵 貞夫	香南市吉川町吉原 430-2
〃	西田 弘	〃 〃 524 市営住宅207号
〃	中村 隆憲	〃 〃 1488

(就任)

理事	福富 健二	高知市大津乙 457-39
〃	野崎 弘行	香南市吉川町吉原 606
〃	北村 政志	〃 〃 516

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る十市地区（十市換地区）の換地処分を平成24年4月5日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成24年5月25日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第10号

平成18年2月高知県公安委員会告示第1号(高知県個人情報保護条例第4条の規定に基づく法人の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

本文を次のように改める。

公益財団法人暴力追放高知県民センター

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第23号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年5月15日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 病院の表中

介護老人保健施設上ノ加江	高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10
--------------	----------------------

を削る。

2 老人ホームの表中

グループホームしらふじ	四万十市右山1973番地2
-------------	---------------

を削り、「いの町立特別養護老人ホーム吾北荘」を「特別養護老人ホーム吾北荘」に、

特別養護老人ホーム大野見荘	高岡郡中土佐町大野見吉野118番地
---------------	-------------------

を

特別養護老人ホーム大野見荘	高岡郡中土佐町大野見吉野118番地
特別養護老人ホーム望海の郷	高岡郡中土佐町上ノ加江小湊277番地10

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成24年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
池田牧子後援会	上田 周五	羽方 泰作	吾川郡いの町1692-2	平24・4・11

高知県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成24年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県高知市第六支部	異動なし	異動なし	高知市西秦 泉 寺 384-7	平24・4・4
異動後				高知市愛宕山105番地	
異動前	自由民主党黒潮町支部	大西 章一	異動なし	幡多郡黒潮町蜷川 4157	平24・4・23
異動後				幡多郡黒潮町出口 175	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	住みよい日高村をつくる会	森下 稔男	異動なし	異動なし	平24・4・2
異動後		吉村 徳男			
異動前	中山土志延後援会	武市 重彦	異動なし	高知市南御座12-11	平24・4・2
異動後		三本 茂男		高知市南御座11-7	
異動前	日高村をよくする会	森下 稔男	異動なし	異動なし	平24・4・2
異動後		吉村 徳男			
異動前	全国小売酒販政治連盟高知県支部	異動なし	異動なし	高知市与力町3-7	平24・4・3
異動後				高知市池282番地54	
異動前	弘田兼一後援会	異動なし	異動なし	室戸市浮津二番町 260-1	平24・4・3
異動後				室戸市浮津854	
異動前	尾崎正直後援会	小松 三良	異動なし	異動なし	平24・4・4
異動後		青木 章泰			

異動前	高知県医師連盟	永野 健五郎	異動なし	異動なし	平24・4・5
異動後		岡林 弘毅			
異動前	竹村暢文後援会	垣本 一男	異動なし	異動なし	平24・4・5
異動後		久武 恵一			
異動前	面村公己後援会	篠原 良文	異動なし	異動なし	平24・4・10
異動後		筒井 修司			
異動前	上田周五後援会	異動なし	異動なし	吾川郡いの町1692-2	平24・4・11
異動後				吾川郡いの町3928-1	
異動前	大石宗後援会	異動なし	山藤 高久	高知市山ノ端町 218-1	平24・4・24
異動後			大石 千景	高知市本町四丁目 2-39	
異動前	山岡勉後援会	上田 博昭	異動なし	異動なし	平24・4・26
異動後		前原 雄一			
異動前	青空会	異動なし	山西 奈緒美	高知市西秦 泉 寺 384-7	平24・4・27
異動					

後			上田 静 恵	高知市愛 宕山105	
異動 前	上田こ うたろ う後援 会	異動なし	山西 奈 緒美	高知市西 秦 泉 寺 384- 7	平24・4・ 27
異動 後			上田 静 恵	高知市愛 宕山105	
異動 前	土森正 典後援 会	異動なし	杉本 茂	異動なし	平24・4・ 27
異動 後			小川 静 子		

高知県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成24年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
民主党高 知県第1 区総支部	代表者	武内 則男	大石 宗	平24・4・ 20
	主たる事務 所の所在地	高知市本町五丁目1-12	高知市本町四丁目2-39	
	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	

高知県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成24年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
松岡由紀彦後援会	高知市福井東町10-23	松岡 由紀彦	解散	平24・4・2
東部情報センター	安芸郡安田町唐浜2738-64	藤戸 三幸	解散	平24・4・3
藤戸三幸後援会	安芸郡安田町唐浜2738-64	藤戸 三幸	解散	平24・4・3
大藤ときよし後援会	高岡郡日高村下分64-39	大藤 時義	解散	平24・4・5
宮地章一後援会	高岡郡四十町七里弥四郎田乙313-8	恒石 平	解散	平24・4・11
黒石栄一後援会	四万十市竹島593-2	西内 洪水	解散	平24・4・12
浜口浩一郎後援会	香南市夜須町坪井449	浜口 浩一郎	解散	平24・4・17
中元則夫後援会	香南市吉川町古川991-4	増井 英彦	解散	平24・4・27

高知県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成24年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者氏	公職の	名称	主たる事	届出年月日
----	------	-----	----	------	-------

	名	種類		務所の所在地	
異動前	大石 宗	異動なし	大石宗後援会	高知市山ノ端町218-1	平24・4・24
異動後				高知市本町四丁目2-39	

高知県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成24年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
松岡 由紀彦	高知市議会議員	松岡由紀彦後援会	高知市福井東町10-23	松岡 由紀彦	平24・4・2
大藤 時義	日高村議会議員	大藤ときよし後援会	高岡郡日高村下分64-39	大藤 時義	平24・4・5

高知県選挙管理委員会告示第31号

平成23年11月高知県選挙管理委員会告示第113号(政治団体の収支に関する報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成24年5月25日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告のその他の政治団体の弘田兼一後援会の表中

「1 収入総額	808,517円
前年繰越額	8,517円
本年収入額	800,000円
2 支出総額	781,971円
3 収入の内訳	
寄 附	800,000円

個人分	800,000円
合計	800,000円
〔寄附の内訳〕	
個人分(寄附者の氏名)	(金額) (住所)
弘田兼一	800,000円 室戸市
を	
「1 収入総額	1,108,517円
前年繰越額	8,517円
本年収入額	1,100,000円
2 支出総額	781,971円
3 収入の内訳	
寄 附	1,100,000円
個人分	800,000円
政治団体分	300,000円
合計	1,100,000円
〔寄附の内訳〕	
個人分(寄附者の氏名)	(金額) (住所)
弘田兼一	800,000円 室戸市
政治団体分(寄附者の名称)	(金額) (事務所所在地)
自由民主党高知県第二選挙区支部	300,000円 南国市
」	
に訂正する。	

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月10日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第20号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本庁の項中「(人事)」を「(人事又は総務情報・秘書)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 5 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

木質バイオマス利用木材乾燥システム一式 1 台

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年 1 月 30 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示

第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法

平成24年5月25日(金)から同年7月3日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年8月8日(水)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年8月7日(火)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年7月3日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年7月3日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Details of items to be purchased: Wood drying system using woody biomass (1 set)

(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Wednesday 8 August 2012

(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Tuesday 7 August 2012

(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan

Tel: 088-823-9788